

2024年5月

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

事務所便り

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

連絡先：〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 1-12-2

電話：03-5357-1572

e-mail：info@officetsumugu.com

「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」（経済産業省）の公表

◆背景と概要

日本では、超高齢化が進行し、社会・経済の主たる担い手である生産年齢人口が減少しています。そうしたなか、仕事に就きながら家族の介護にも従事する、いわゆる「ビジネスケアラー」の問題が顕在化・深刻化しています。こうしたビジネスケアラーは2030年時点で約318万人となると予想されています。

従業員の仕事と介護の両立が困難になると生産性の低下や介護離職につながります。こうした状況は個々の企業にも打撃を与え、例えば中小企業においては1社あたり年間700万円以上の損失につながると試算されています。

こうした状況をうけ、経済産業省は「全ての企業の協力が必要」とし、3月26日、企業経営層を対象として仕事と介護の両立支援の意義や進め方などをまとめたガイドラインを公表しました。

◆主なポイント

このガイドラインでは、各企業が法律により義務付けられた措置を講ずることを前提として、「全企業が取り組むべき事項としての『3つのステップ』」、「企業独自の取組の充実」、そして「外部との対話・接続を通じた両立支援の促進」を、「企業における介護両立支援の全体像」としてまとめています。

なかでも、「全企業が取り組むべき事項としての『3つのステップ』」としては、①「経営層のコミットメント」（経営者によるメッセージ発信や推進体制の整備など）、②「実態の把握と対応」（社内の状況把握や指標設定など）、そして③「情報発信」（従業員に向けた「プッシュ型」での情報提供や相談先の明示など）を挙げています。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【経済産業省「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」を公表します】

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240326003/20240326003.html>

障害者雇用者数が初の 100 万人超え ～厚生労働省調査

◆前回（平成 30 年）調査より 25.6 万人（30.1%）の増加

厚生労働省は、昨年 6 月に実施した「令和 5 年度障害者雇用実態調査」の結果を公表しました。この調査は、企業における障害者雇用の実態の把握と今後の障害者雇用施策の検討や立案に役立てることを目的に、5 年ごとに実施しています。

従業員規模 5 人以上の事業所に雇用されている障害者数は 110.7 万人（以下、すべて推定値）で、前回（平成 30 年）の調査より 25.6 万人（30.1%）増加となり、初めて 100 万人を超えました。障害の種類別にみると、身体障害者は約 52 万 6,000 人（前回 42 万 3,000 人）、知的障害者は約 27 万 5,000 人（同 18 万 9,000 人）、精神障害者は約 21 万 5,000 人（同 20 万人）、発達障害者は約 9 万 1,000 人（同 3 万 9,000 人）となっています。

◆平均賃金、平均勤続年数も増加

職業別にみると、身体障害者と精神障害者は事務的職業が最も多く、知的障害者と発達障害者はサービスの職業が最も多くなっています。

平均賃金（令和 5 年 5 月）は、身体障害者は 23 万 5,000 円（前回は 21 万 5,000 円）、知的障害者は 13 万 7,000 円（同 11 万 7,000 円）、精神障害者は 14 万 9,000 円（同 12 万 5,000 円）、発達障害者は 13 万円（同 12 万 7,000 円）となっています。平均勤続年数は、身体障害者は 12 年 2 か月（同 10 年 2 か月）、知的障害者は 9 年 1 か月（同 7 年 5 か月）、精神障害者は 5 年 3 か月（同 3 年 2 か月）、発達障害者は 5 年 1 か月（同 3 年 4 か月）と、すべての障害種別で増加しています。

◆雇用にあたっての課題・配慮事項

障害者を雇用する際の課題として、「会社内に適当な仕事があるか」という項目が最も多くなっています。また、雇用している障害者への配慮事項として、「休暇を取得しやすくする、勤務中の休暇を認める等の休養への配慮」（身体障害者、発達障害者）、「能力が発揮できる仕事への配置」（知的障害者）、「短時間勤務等勤務時間の配慮」（精神障害者）と回答しています。

【厚生労働省「令和 5 年度障害者雇用実態調査の結果を公表します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39062.html

「過労死等の防止のための対策に関する大綱（素案）」について

働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が建設業と運送業、医師の職種にも適用されることを受け、「過労死等の防止のための対策に関する大綱（素案）」が示されました。

◆過労死等の再発防止対策、フリーランスへの取組等を推進

- ① 令和6年4月に全面適用となった時間外労働の上限規制の遵守を徹底
- ② 繰り返し過労死等を発生させた企業に対し、労働局長から「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求めるなど原因究明および再発防止の指導を強化
- ③ 勤務間インターバル制度の企業における取組みを波及させるため産業医に周知を図るとともに、同制度の導入の必要性を感じていない企業に対する周知を行う
- ④ フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後は履行確保を行うとともに、個人事業者等自身による定期的な健康診断の受診等の健康管理及び個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、注文者等による期日設定等に関する配慮等の取組みを促進

◆労災事案分析、労働・社会分野の調査研究内容を充実

- ① 芸術・芸能分野を重点業種等に位置付け
- ② フリーランス、高齢者、労働時間把握が自己申告制である労働者など、働き方や就労環境、属性等に焦点を当てた調査を実施
- ③ 過労死等の危険因子や疾患との関連の解明等の研究や、過労死等事案の分析から得られる成果および国内外の最新知見に基づき、事業場における過労死等防止対策を支援するツール開発と効果検証等を一体的に実施
- ④ 過労死等事案についてハラスメント防止措置状況を可能な範囲で分析
- ⑤ 調査研究の成果やその他の過労死等に関する国内外の最新情報について、専用ポータルサイトを通じて公表

◆実効ある対策に資する数値目標を追加設定

- ① 労働時間について重点業種等に着目した重点的な取組みを明記
- ② 勤務間インターバル制度について導入効果が高いと考えられる企業等に着目した数値目標を設定
- ③ 公務員についても目標の趣旨を踏まえ、各職種の勤務実態に応じた実効ある取組みを推進

長時間労働是正の一環として対策を進めましょう。

【厚生労働省「過労死等の防止のための対策に関する大綱（素案）」について】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001228535.pdf>

4月からの求人票記載に関するポイント

4月1日からの改正で、ハローワークの求人票に記載する労働条件に「従事すべき業務の変更の範囲」「就業場所の変更の範囲」「有期労働契約を更新する場合の基準」の3つが追加されています。具体的な記載のしかたを紹介します。

◆従事すべき業務の変更の範囲

採用後、業務内容の変更予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示します。異なる業務に配置する見込みがある場合は、同欄に変更後の業務を明示します。

◆就業場所の変更の範囲

異なる就業場所に配置する見込みがある場合には、「転勤の可能性」欄で「1. あり」を丸で囲み、転勤範囲を明示します。

◆有期労働契約を更新する場合の基準

原則として更新する場合は、「契約更新の可能性」欄で「1. あり」を丸で囲み、「原則更新」を選択してマルで囲みます。通算契約期間または更新回数に上限がある場合は、「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」と明示します。

更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は、同欄で「1. あり」を丸で囲み、「条件付きで更新あり」を選択してマルで囲みます。そして、「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載します。通算契約期間または更新回数に上限がある場合は、「契約更新の条件」欄にその旨を記載します。

◆記載欄に書き切れない場合

上記の労働条件について指定された記載欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載します。

【厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「事業主の皆さまへ 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください】

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/anteihoukaisei.pdf>

5月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞【公共職業安定所】

15日

- 特別農業所得者の承認申請【税務署】

31日

- 軽自動車税（種別割）納付【市区町村】
- 自動車税（種別割）の納付【都道府県】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
【公共職業安定所】
- 確定申告税額の延納届出額の納付【税務署】

【当事務所よりひとこと】

5月です。新社会人の皆さま、新しい生活に少しずつ慣れてきたのではないのでしょうか。少し疲れが出る頃かとも思いますので休めるときにしっかりフレッシュできると良いですね。

5月の事務所だよりをお届けします。今月は「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」（経済産業省）の公表、障害者雇用者数に関わる厚生労働省調査、「過労死等の防止のための対策に関する大綱（素案）」の提示、そして4月からの求人票記載に関するポイントについてです。お読みいただけますと幸いです。

皆さまのお役に立つことができますよう尽力してまいります。

引き続き今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。